



Your Partner in Retail Solutions

第46回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2023年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
エイジス本社「大ホール」
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

目次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	8
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行ってください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2023年6月26日（月曜日）午後6時まで

株 主 各 位

証券コード 4659
2023年6月7日

千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

株式会社エイジス

代表取締役社長 **福田 久也**

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ajis.jp/ir/information/meeting/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」のページから、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4659/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エイジス」または「コード」に当社証券コード「4659」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の上、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4 エイジズ本社「大ホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○	御中		基幹日現在のご所有株式数 XX 株												
株主総会日	議決権の数 XX 股		議決権の数 XX 股												
<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>															
××××年××月××日		1. _____ 2. _____ _____ _____													
<div style="text-align: right;"> ログイン用QRコード ← 見本 デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 参加コード XXXXX ○○○○○○ </div>															

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

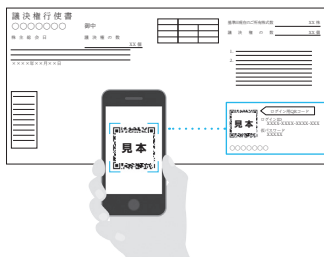
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

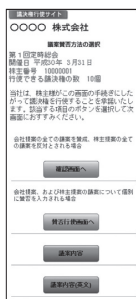
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

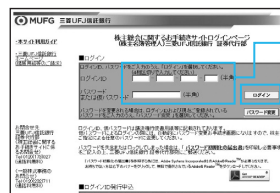


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

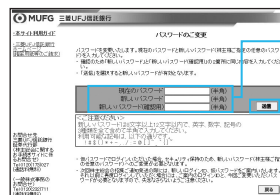
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **80円**（前期末配当と同額）

およびその総額

配当総額 **673,774,800円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

<ご参考>

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、更なる経営基盤の強化および積極的な事業展開のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなりません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

は ら だ み つ ゆ き
原 田 光 幸

(1973年7月26日生)

所有する当社株式の数…………… 600株

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1998年1月	当社入社	2019年9月	当社経営企画室長（現任）
2012年4月	当社DO標準化推進部長	2020年6月	エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長（現任）
2013年4月	当社西日本ゾーン・マネジャー	2021年7月	当社執行役員（現任）
2015年4月	当社人事総務部長		

【重要な兼職の状況】

エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の国内棚卸部門・管理部門・経営企画部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識は、当社およびグループ経営に必要な不可欠なことから、取締役候補者いたしました。

(注) 1.取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。原田光幸氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第2号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の有する主な知見や経験は、次のとおりとなります。

	氏名	(社外)	企業経営	新規事業開発	法務・ リスクマネジメント	人事・ 労務・ 人材開発	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ M&A	海外事業	ESG・ サステナビリティ
取締役	福田 久也		○				○		○	○	
	高橋 一人		○	○				○		○	
	山根 洋行		○		○	○	○	○	○	○	○
	原田 光幸		○		○	○			○		○
	鈴木 政士	○	○	○					○	○	
	赤津恵美子	○	○			○	○		○		
監査役	西岡 博之				○				○		
	野間 自子	○			○	○			○		
	池田 知行	○	○	○	○			○	○	○	○

以 上

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況


当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和等により、社会経済活動は正常化へ向かう動きが見られた一方で、ウクライナ情勢の影響によるエネルギー価格・原材料価格の高騰や為替相場の大幅な変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましても、急激な物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まり、人件費や光熱費をはじめとした各種コストの上昇、業種・業態の垣根を越えた競争の激化など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは成長戦略として、チェーンストア産業を変革する新たな価値を創造するために「棚卸会社からリテールサービス会社へ事業転換する」「グループの柱となる新たな事業を創出する」「展開地域をアジアから世界へ拡大する」を中期方針として掲げ、事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高26,062百万円（前期比0.4%減少）、営業利益2,804百万円（前期比28.8%減少）、経常利益2,926百万円（前期比27.6%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益1,870百万円（前期比16.9%減少）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
26,062百万円	0.4%減少 	2,926百万円	27.6%減少 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
2,804百万円	28.8%減少 	1,870百万円	16.9%減少 

② セグメントの概況

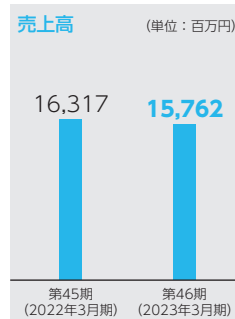
国内棚卸サービス

売上高
15,762百万円
(前期比3.4%減少)

売上高は、新規案件の獲得や受注増加など増加要因はありましたが、一部顧客における棚卸実施回数の変更に伴う受注店舗数の減少および商品在庫数量の減少、料率の見直しなどの影響により、減収となりました。

営業利益では、従業員の処遇改善による賃金の増加に加え、採用関連費用やエネルギー価格の高騰などによる経費の増加、売上減少の影響により、減益となりました。

売上高は15,762百万円（前期比3.4%減少）、セグメント利益は2,330百万円（前期比25.0%減少）となりました。



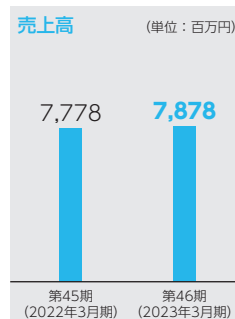
リテールサポートサービス

売上高
7,878百万円
(前期比1.3%増加)

売上高は、自治体から受注した飲食店を対象とした営業状況調査の終了や一部顧客における商品補充および改装業務の内製化の影響を受けましたが、主要顧客からの商品補充サービスと店舗改装サービスの受注店舗数が増加したことにより、前期比で微増となりました。

営業利益では、従業員の処遇改善による賃金の増加に加え、受注店舗数増加に伴うオペレーション体制の構築に係る費用が増加したことにより、減益となりました。

売上高は7,878百万円（前期比1.3%増加）、セグメント利益は521百万円（前期比47.0%減少）となりました。



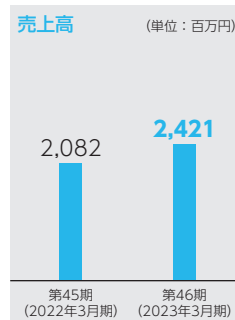
海外棚卸サービス

売上高
2,421百万円
(前期比16.3%増加)

売上高は、中国のゼロコロナ政策の影響により進出地域において事業活動の縮小を余儀なくされましたが、東アジア地域での既存顧客からの受注増加、アセアン地域での行動制限の緩和による既存顧客からの受注回復に加え、為替変動の影響もあり、増収となりました。

営業利益では、東アジア地域およびアセアン地域における受注の回復に伴う売上増加に加え、収益力の改善に向けた施策の実行により、損失額は減少しました。

売上高は2,421百万円（前期比16.3%増加）、セグメント損失は123百万円（前期は175百万円のセグメント損失計上）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、285百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しました。その主なものは、国内棚卸サービスにおいて棚卸業務のシステム関係に72百万円、機器関係に87百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化に伴う小売業界全体の市場規模縮小に加え、コスト削減意識の高まりに伴う外注業務の内製化、人手不足の高まりや賃上げによる人件費の増加など、厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは成長戦略として「世界に展開するリテイルサービス企業」を目指し、チェーンストア産業を変革する新たな価値を創造するために「棚卸会社からリテイルサービス会社へ事業転換する」「グループの柱となる新たな事業を創出する」「展開地域をアジアから世界へ拡大する」を中期方針として掲げ、事業活動に取り組んでまいります。

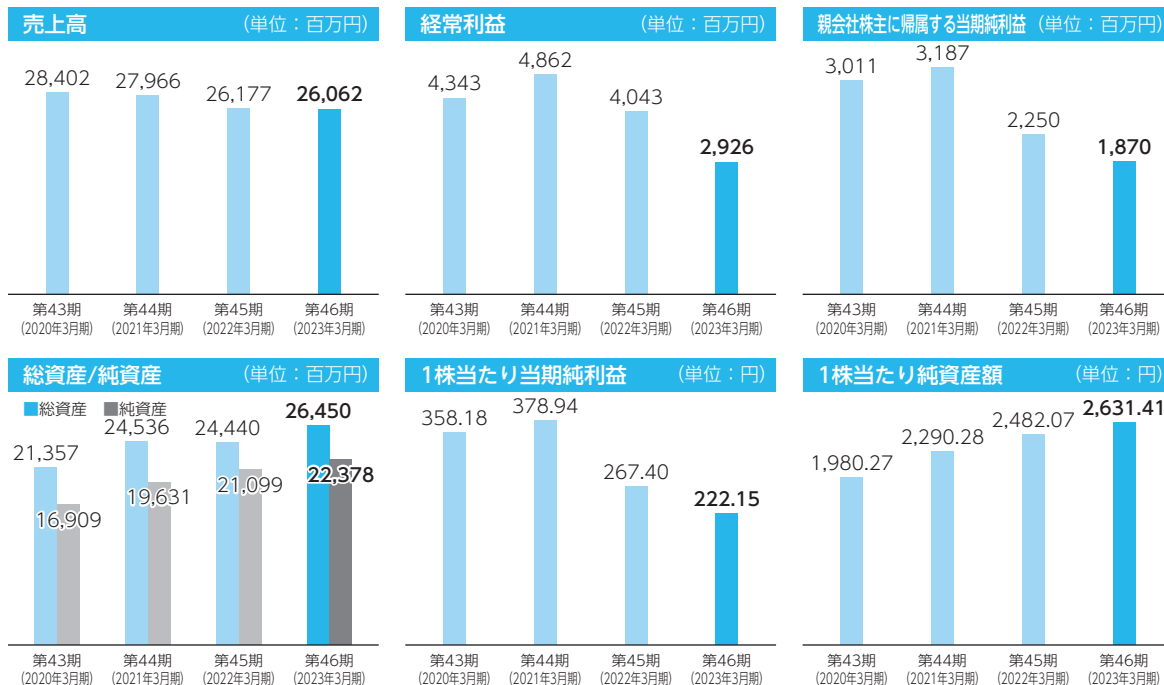
「棚卸会社からリテイルサービス会社へ事業転換する」においては、店舗改装サービスの拡販や改装業務を軸とした付加価値の高いソリューション開発を推進することで、新たな収益の柱として成長させるとともに、当社の顧客資産を生かしたクロスセルの推進により売上拡大を図ってまいります。

「グループの柱となる新たな事業を創出する」においては、新サービスの発掘を目的とした米国リテイルサービス企業や流通関連サービスの調査・研究を進めるほか、自治体に対する営業活動の推進、創造性と挑戦力を生み出すためのダイバーシティの取り組みなど、成長事業の創出に向けた取り組みを積極的に実行してまいります。

「展開地域をアジアから世界へ拡大する」においては、海外子会社の収益性向上による黒字化の実現、既存展開地域におけるエイジスグループの認知度向上と棚卸サービスの価値の周知を目的としたマーケティングの強化、現地に即したオペレーションとマネジメント体制を構築し自律的な経営を推進するなど、マーケットシェアと展開地域の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移



区 分	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	28,402	27,966	26,177	26,062
経 常 利 益 (百万円)	4,343	4,862	4,043	2,926
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,011	3,187	2,250	1,870
1株当たり当期純利益 (円)	358.18	378.94	267.40	222.15
総 資 産 (百万円)	21,357	24,536	24,440	26,450
純 資 産 (百万円)	16,909	19,631	21,099	22,378
1株当たり純資産額 (円)	1,980.27	2,290.28	2,482.07	2,631.41

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	96.6%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	40.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	180,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	200,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
株式会社ロウプ	25,500千円	100.0%	広告企画
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS USA, INC.	132,820千円	100.0%	マーチャンダイジングサービス

(注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

国内、海外における「実地棚卸サービス」を主な事業としております。その他に、「リテイルサポートサービス」事業を行っております。

① 実地棚卸サービス事業

イ. 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

ロ. 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

ハ. その他

主なサービスは「災害備蓄品管理業務委託」で、避難所や備蓄品倉庫を定期的に訪問し、災害備蓄品の管理や保全、保守作業を代行することで、災害発生時に有効かつ円滑に使用できる状態に保つサービスです。

② リテイルサポートサービス事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

ロ. マーチャンダイジングサービス

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

ハ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

ニ. リサーチサービス

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

ホ. 広告企画・制作および運営

店頭におけるプロモーションを企画・制作・運営し、顧客の戦略的課題を解決するサービスです。

(9) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北（盛岡市）、仙台（仙台市）、宇都宮（宇都宮市）、高崎（高崎市）、さいたま（さいたま市）、千葉（千葉市）、柏（柏市）、東京（東京都新宿区）、南関東CvS（東京都墨田区）、八王子（八王子市）、横浜（横浜市）、厚木（厚木市）、新潟（新潟市）、金沢（金沢市）、松本（松本市）、浜松（浜松市）、名古屋（名古屋市）、四日市（四日市市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）、堺（堺市）、神戸（神戸市）、岡山（岡山市）

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国（ソウル特別市）
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是（上海）商務服務有限公司	本社	中国（上海市）
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア（セランゴール州）
愛捷是（広州）商務服務有限公司	本社	中国（広州市）
愛捷是（北京）商務服務有限公司	本社	中国（北京市）
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国（香港特別行政区）
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	本社	タイ（バンコク都）
株式会社ロウプ	本社	東京都新宿区市谷左内町5番地
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム（ホーチミン市）
AJIS USA, INC.	本社	アメリカ合衆国（カリフォルニア州）

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**① 企業集団の従業員数**

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内棚卸サービス	309名 (2,265名)	1名減 (8名減)
リテイルサポートサービス	129名 (1,865名)	2名増 (385名増)
海外棚卸サービス	350名 (522名)	18名減 (56名減)
合 計	788名 (4,652名)	17名減 (321名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
309名 (2,265名)	1名減 (8名減)	43.9歳	13.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	113,338千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

(注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、タイ国現地法人である「アユタヤ銀行」からの借入額も含まれております。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,422,185株 (自己株式数2,349,015株を除く。)
- (3) 株主数 5,192名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社斉藤ホールディングス	1,883千株	22.4%
齋藤 昭 生	1,017千株	12.1%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	857千株	10.2%
齋藤 茂 男	407千株	4.8%
小 林 美保子	383千株	4.6%
光通信株式会社	288千株	3.4%
齋藤 泰 範	255千株	3.0%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	139千株	1.7%
エイジス従業員持株会	125千株	1.5%
清 水 昭 順	99千株	1.2%

(注) 1. 当社は、自己株式を2,349,015株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,504株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「3.(4)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 昭生	
常務取締役	高橋 一人	海外事業本部長兼北米統括部長 AJIS USA, INC. President
常務取締役	山根 洋行	国内棚卸事業本部長
常務取締役	福田 久也	リテイルサービス開発本部長兼情報システム部長 大連愛捷是科技有限公司董事長
取締役	鈴木 政士	株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役
取締役	赤津 恵美子	株式会社フューチャー・ミー代表取締役
常勤監査役	西岡 博之	
監査役	野間 自子	三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社ウイルコホールディングス社外取締役 株式会社いよぎんホールディングス社外取締役 (監査等委員) アクシスコンサルティング株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査役	池田 知行	ちばざんジェーシービーカード株式会社取締役会長

- (注) 1. 取締役鈴木政士および赤津恵美子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野間自子および池田知行の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役池田知行氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2022年6月28日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、森和弘氏は、取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 2022年6月28日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、増子泰由氏は、監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、取締役鈴木政士、赤津恵美子および監査役野間自子、池田知行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
福田 久也	常務取締役リテイルサービス開発本部長 兼情報システム部長	代表取締役社長	2023年4月1日
高橋 一人	常務取締役海外事業本部長兼北米統括部長	専務取締役国際事業本部長兼北米統括部長	2023年4月1日
齋藤 昭生	代表取締役社長	(辞任)	2023年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役鈴木政士氏、赤津恵美子氏および社外監査役野間自子氏、池田知行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価し決定したことから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・ 報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとします。

ロ. 基本報酬と変動報酬等に関する事項

【取締役（社外取締役を除く）の報酬】

- 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬と変動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- 基本報酬は、役位毎に設定した固定報酬です。
- 変動報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職責に応じた報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および経営施策の実行等の個人業績に対する達成度に基づき支給額を決定します。
- 株式報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約1割を基準とした固定報酬とし、譲渡制限付株式として付与します。

（役員報酬構成）

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬
70%程度	20%程度	10%程度

【社外取締役の報酬】

- 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

【監査役の報酬】

- 監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

ハ. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、変動報酬を決定するための各取締役の評価を代表取締役社長が行い、その評価の妥当性について社外取締役との協議を経たうえで、取締役会にて決定します。
- 株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- 株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

二. 非金銭報酬等に関する方針

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から2年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与することとし、その付与数は役位に応じて決定するものとしております。

ホ. 役員報酬等に関する総会決議

取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額を、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内（株式発行総数は年3万株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

また、監査役の金銭報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	139,338 (15,000)	98,000 (15,000)	32,135 (-)	9,203 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24,600 (11,700)	24,600 (11,700)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	163,938 (26,700)	122,600 (26,700)	32,135 (-)	9,203 (-)	11 (6)

- (注) 1. 上表には、2022年6月28日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、社外監査役1名を含んでおります。
2. 基本報酬は役割・役位による固定となり、変動報酬にかかる業績指標は連結経常利益額、担当部門の業績指標（売上高・利益額・利益率等）、経営施策の実行等となります。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。なお、当事業年度を含む売上高・経常利益の推移は「1.(6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 変動報酬は、役位および職責による報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および個人業績の達成度に応じた報酬額を設定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の自己株式であり、割当の際の条件等は「二. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付株式数は取締役4名に対し4,504株になります。
5. 上記の非金銭報酬は、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役赤津恵美子氏は、株式会社フューチャー・ミーの代表取締役であります。当社は株式会社フューチャー・ミーとの間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーであります。当社は三宅坂総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

社外監査役池田知行氏は、ちばぎんジェーシービーカード株式会社の取締役会長であります。当社はちばぎんジェーシービーカード株式会社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ワールドの社外取締役および株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ワールドおよび株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、株式会社ウイルコホールディングスの社外取締役および株式会社いよぎんホールディングスの社外取締役（監査等委員）ならびにアクシスコンサルティング株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は株式会社ウイルコホールディングスおよび株式会社いよぎんホールディングスならびにアクシスコンサルティング株式会社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役任期される役割に関して行った職務の概要
鈴木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特にキリンホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
赤 津 恵美子	社外取締役	就任後に開催された取締役会11回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に外資系・日系の大手企業で、主に人材・組織開発、ダイバーシティ&インクルージョンの推進の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
野 間 自 子	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。 また当事業年度に開催された監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
池 田 知 行	社外監査役	就任後に開催された取締役会11回の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。 また就任後に開催された監査役会5回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、または、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合には、監査役全員の同意により解任します。さらに、会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人（以下、「当社の取締役等」といいます。）ならびに当社子会社の取締役および使用人（以下、「当社子会社の取締役等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営理念および当社社内規程を遵守し、当社および当社子会社における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。なお、企業倫理・コンプライアンスの徹底に関しては、当社経営企画担当部署が実施します。
- ② 当社は、行動規範・ハンドブックを策定して使用人に配布するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施します。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応した相談専用窓口を設置しております。
- ④ 当社取締役は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社取締役が他の当社取締役および当社子会社取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに当社取締役会および当社監査役に報告します。
- ⑤ 当社社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に当社社内規程により所定の保存、管理および廃棄に関する事項を定めています。
- ② 当社取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できます。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社および当社子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを分析し、リスクの報告体制、対処方法等を定めず。リスク管理委員会は、定期的に、リスク分析、報告体制・対処方法等の見直しを行い、その管理体制を整えていきます。
- ② 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

(4) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- ② 当社は、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、取締役、常勤監査役および執行役員等が出席する会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的な事項等に係る意思決定を機動的に行います。
- ③ 当社は、当社社内規程において、業務分掌および職務権限を定め、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとります。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、当社社内規程において、当社子会社が当社取締役会等の承認、報告を必要とする事項を定めており、当社子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要な事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

(6) その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。

- ② 当社は、当社子会社から、子会社の経営上の重要事項や業務執行状況、財務情報等の報告を受ける会議を定期的で開催し、グループの連携体制を構築します。
- ③ 当社は、親子間での取引（利益相反取引）の適正および競争取引の適正を確保するため、当社取締役会で審議の上、決定しております。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役の職務の補助は、専任の使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）が担当します。
- ② 当社監査役補助者の任命、異動および懲戒については、代表取締役社長と監査役会との協議の上、行います。
- ③ 当社監査役補助者は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当取締役およびその他の使用人の指揮命令は受けません。

(8) 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役が当社監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告します。当社子会社の取締役等および監査役から報告を受けた者についても同様とします。前記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対して報告を求めることができます。
- ② 当社は、経営理念および当社社内規程の適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社監査役への適切な報告体制を確保します。
- ③ 当社監査役は、当社監査役に対する当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役の報告体制について問題があると認めた場合、取締役および取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

- ④ 当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査役が効率的な監査を実施できるよう、当社監査役と当社内部監査担当部署の緊密な連携を確保する体制を構築します。当社監査役は、当社内部監査担当部署の実態を評価して、改善の必要があると認める場合には、当社取締役会に対しその整備を求めることができます。
- ② 当社監査役と弁護士、公認会計士等を含む外部専門家の連携体制を確保します。当社監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを受けることができます。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取り組みを行うという基本方針に基づき、当事業年度において取締役会を15回開催しており、審議の充実に努めております。

- ② 企業理念・コンプライアンスの徹底を率先して実行するという基本方針に基づき、「エイジスグループ 行動規範・コンプライアンスハンドブック」を当社の取締役等および当社子会社の取締役等に配布するとともに、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することにより、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ 公益通報者保護法に対応した相談専用窓口のほか、当社使用人が意見・提案を直接代表取締役社長に伝えることができる「Voice Box」を設置しており、当社の取締役が当社の問題や現場の変化をいち早く察知できる制度となっております。
- ④ リスク発生時においても損害の拡大を防止し、最小限に止める基本方針に基づき、リスク管理委員会を2回開催し、経営リスクの分析およびリスク防止策の検討・決定・実施を行い、リスクの低減に努めております。また、「災害対策マニュアル」を整備し、緊急時の対応などについて、当社使用人への周知を図っております。
- ⑤ 監査役の職務執行につきましては、当事業年度において監査役会を8回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証を行い、適宜経営に対して助言や提言を行っております。
- ⑥ 内部監査担当部署は、当社および当社子会社を対象に、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,559,912
現金及び預金	16,165,422
受取手形及び売掛金	3,793,821
有価証券	300,000
貯蔵品	52,451
その他	248,217
固定資産	5,891,069
有形固定資産	1,709,255
建物及び構築物	377,801
工具、器具及び備品	52,390
土地	1,276,394
その他	2,669
無形固定資産	307,503
のれん	21,182
その他	286,321
投資その他の資産	3,874,309
投資有価証券	3,383,428
繰延税金資産	182,933
その他	307,948
資産合計	26,450,981

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,023,682
短期借入金	170,504
1年内返済予定の長期借入金	534
未払金	2,255,985
未払法人税等	518,649
未払消費税等	340,432
賞与引当金	401,600
役員賞与引当金	7,448
その他	328,526
固定負債	49,204
退職給付に係る負債	7,134
その他	42,070
負債合計	4,072,887
純資産の部	
株主資本	22,043,280
資本金	475,000
資本剰余金	474,817
利益剰余金	24,811,533
自己株式	△3,718,070
その他の包括利益累計額	118,905
その他有価証券評価差額金	47,725
為替換算調整勘定	71,180
非支配株主持分	215,908
純資産合計	22,378,094
負債純資産合計	26,450,981

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		26,062,551
売上原価		18,686,697
売上総利益		7,375,854
販売費及び一般管理費		4,571,493
営業利益		2,804,360
営業外収益		
受取利息	35,078	
受取配当金	5,153	
受取賃貸料	24,640	
業務受託料	10,312	
為替差益	16,844	
物品売却益	9,290	
補助金収入	16,102	
その他	31,316	148,738
営業外費用		
支払利息	1,872	
賃貸費用	12,300	
業務受託費用	9,797	
その他	2,934	26,904
経常利益		2,926,194
特別損失		
固定資産除却損	4,443	
投資有価証券売却損	4,130	
関係会社株式評価損	13,529	
出資金評価損	4,468	
減損損失	51,788	78,360
税金等調整前当期純利益		2,847,834
法人税、住民税及び事業税	939,214	
法人税等調整額	7,798	947,012
当期純利益		1,900,821
非支配株主に帰属する当期純利益		30,311
親会社株主に帰属する当期純利益		1,870,510

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	475,000	471,408	23,614,380	△3,727,600	20,833,188
当期変動額					
剰余金の配当			△673,357		△673,357
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,870,510		1,870,510
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		248			248
自己株式の処分		3,160		9,529	12,690
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	3,409	1,197,153	9,529	1,210,091
当期末残高	475,000	474,817	24,811,533	△3,718,070	22,043,280

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	63,438	△5,135	58,302	208,467	21,099,958
当期変動額					
剰余金の配当					△673,357
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,870,510
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					248
自己株式の処分					12,690
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△15,713	76,316	60,602	7,441	68,044
当期変動額合計	△15,713	76,316	60,602	7,441	1,278,135
当期末残高	47,725	71,180	118,905	215,908	22,378,094

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,510,287
現金及び預金	11,785,487
受取手形及び売掛金	2,201,456
有価証券	300,000
貯蔵品	20,040
その他	203,302
固定資産	6,973,157
有形固定資産	1,679,322
建物	370,144
構築物	5,248
車両運搬具	2,669
工具、器具及び備品	24,865
土地	1,276,394
無形固定資産	277,387
ソフトウェア	123,254
その他	154,133
投資その他の資産	5,016,447
投資有価証券	3,383,428
関係会社株式	1,348,359
関係会社長期貸付金	193,945
繰延税金資産	137,388
その他	147,270
貸倒引当金	△193,945
資産合計	21,483,445

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,628,634
短期借入金	60,000
未払金	1,374,921
未払法人税等	457,992
未払消費税等	190,622
賞与引当金	258,633
その他	286,465
固定負債	30,629
その他	30,629
負債合計	2,659,263
純資産の部	
株主資本	18,776,456
資本金	475,000
資本剰余金	510,942
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	21,462
利益剰余金	21,508,584
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	21,445,084
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	15,185,084
自己株式	△3,718,070
評価・換算差額等	47,725
その他有価証券評価差額金	47,725
純資産合計	18,824,181
負債純資産合計	21,483,445

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,836,418
売上原価		10,385,849
売上総利益		5,450,569
販売費及び一般管理費		3,060,054
営業利益		2,390,515
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	88,102	
受取賃貸料	51,333	
業務受託料	51,539	
物品売却益	11,989	
その他	26,038	229,003
営業外費用		
支払利息	342	
賃貸費用	32,930	
業務受託費用	48,962	
貸倒引当金繰入額	9,445	
その他	3,728	95,409
経常利益		2,524,109
特別損失		
固定資産除却損	4,255	
投資有価証券売却損	4,130	
関係会社株式評価損	51,343	
出資金評価損	2,455	62,184
税引前当期純利益		2,461,924
法人税、住民税及び事業税	762,776	
法人税等調整額	6,247	769,024
当期純利益		1,692,900

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別 積立金	途 繰越利益 剰余金			
当期首残高	475,000	489,480	18,302	507,782	63,500	6,260,000	14,165,541	20,489,041	△3,727,600	17,744,222
当期変動額										
剰余金の配当							△673,357	△673,357		△673,357
当期純利益							1,692,900	1,692,900		1,692,900
自己株式の処分			3,160	3,160					9,529	12,690
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	3,160	3,160	-	-	1,019,543	1,019,543	9,529	1,032,233
当期末残高	475,000	489,480	21,462	510,942	63,500	6,260,000	15,185,084	21,508,584	△3,718,070	18,776,456

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	63,438	63,438	17,807,661
当期変動額			
剰余金の配当			△673,357
当期純利益			1,692,900
自己株式の処分			12,690
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△15,713	△15,713	△15,713
当期変動額合計	△15,713	△15,713	1,016,520
当期末残高	47,725	47,725	18,824,181

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鳥 井 仁
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 烏 井 仁
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にグループ会社監査役連絡会を開催して事業の報告を受けました。内部監査については、内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果については報告を受け、必要に応じて内部監査室と合同で監査を実施し、適切に是正されているかを確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務経理部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ち連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社エイジス 監査役会

常 勤 監 査 役	西岡博之
監 査 役 (社外監査役)	野間自子
監 査 役 (社外監査役)	池田知行

以 上

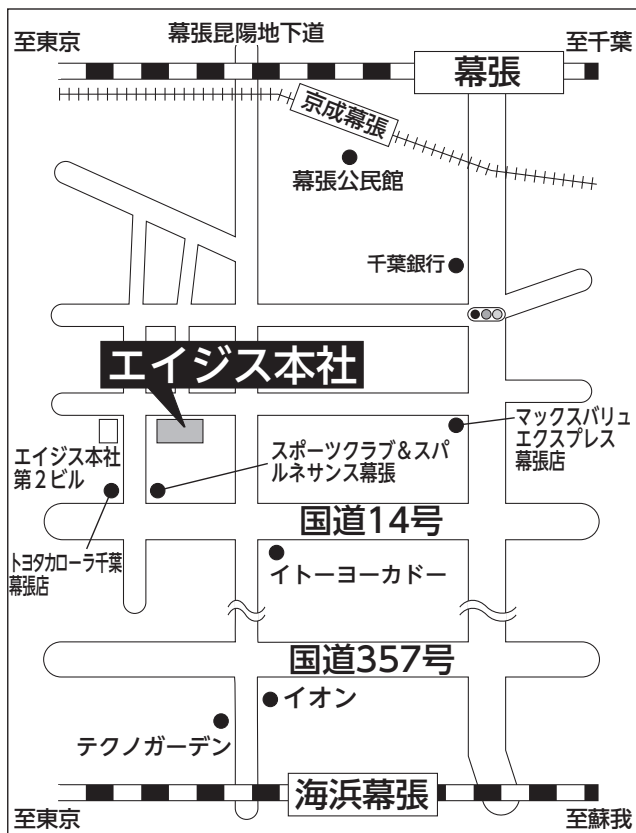
定時株主総会会場ご案内図

会場

エイジス本社「大ホール」
千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

交通

総武線「幕張駅」南口より | 徒歩約10分
京葉線「海浜幕張駅」より | 車で約5分
京成線「京成幕張駅」より | 徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。